

平成23年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第1号

---

平成23年6月10日（金曜日）午前10時04分 開 会

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」に係る検査報告書について
- 日程第 4 委員会発議第4号 「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議（案）
- 発議第 4号 五輪堂改修工事の協定締結に係る決議（案）

- 日程第 5 報告第 2号 平成22年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第 3号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第 6号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 4号 平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について  
報告第 5号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて  
承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて  
議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）  
議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について  
議案第41号 市道路線の認定について  
議案第42号 市道路線の変更について
- 日程第 8 「災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）
- 日程第 9 「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）
- 日程第 10 休会について

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」に係る検査報告書について
- 日程第 4 委員会発議第4号 「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議（案）

発議第 4号 五輪堂改修工事の協定締結に係る決議（案）

追加日程第1 緊急質問

日程第 5 報告第 2号 平成22年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 6号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 6 報告第 4号 平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について

報告第 5号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算について

日程第 7 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて

承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

議案第41号 市道路線の認定について

議案第42号 市道路線の変更について

日程第 8 「災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）

日程第 9 「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）

追加日程第2 議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

追加日程第3 議案第44号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第45号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第46号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第47号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第4 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦について

諮問第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第10 休会について

---

**○議長（小座野定信君）**

議会開会に先立ちまして、一言申し上げます。

東日本大震災において、とうとい犠牲となられた方々に対し、かすみがうら市議会を代表いたしまして、心より追悼の意を表します。あわせて、津波等により甚大な被害に見舞われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げる次第です。

我がかすみがうら市も被災地であり、議会としても多くの人々に支えられたことに感謝しつつ、地震の記憶を教訓とし、決して風化させてはならないと考えております。

以上であいさつとさせていただきます。

---

開 会 午前10時04分

**○議長（小座野定信君）**

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成23年かすみがうら市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

---

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

**○議長（小座野定信君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、7番 加国豊治君、8番 佐藤文雄君、9番 中根光男君を指名いたします。

---

**日程第 2 会期の決定**

**○議長（小座野定信君）**

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から30日までの21日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席いたしました会議等については、お手元に配布いたしました各月

の行事等一覧表のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配布いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんをお願いします。

次に、閉会中の所管事務調査として、総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会の調査の経過並びに結果について、各委員会の調査結果報告書が提出されております。

順次、委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

#### ○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等についてご報告いたします。

本委員会は、平成23年第1回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました、所管事務の調査項目につきまして、5月17日に委員会を開催いたしました。

協議事項といたしまして、1、防災について。2、災害時相互応援支援協定について。3、入札制度について。4、財産の管理についてということで、市長公用車（プリウス）の運行状況について。5、総務委員会の所管に関する事項についてということで、行政組織の改革について。以上、5件の調査を実施いたしました。

調査をするに当たりましては、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

1点目の防災についての調査においては、東日本大震災における本市の災害対策の経過及び状況並びに実際の対応においてわかってきた課題等についての調査を実施いたしました。

2点目の災害時相互応援支援協定についての調査においては、市が締結している災害関係の協定及び協定に基づいて実施された対応等について調査を実施いたしました。

3点目の入札制度についての調査においては、3月定例会において、建設業協会の経営改善に関する請願書が採択されたことを踏まえ、制度改正についての考え方等について調査を実施いたしました。

4点目の財産の管理についての調査においては、市長公用車（プリウス）の運行状況について適正な運用がなされているかを調査いたしました。

5点目の総務委員会の所管に関する事項についての調査においては、行政組織の改革についての調査を実施し、市で考えている機構改革の内容等についての調査を実施いたしました。

なお、協議の経過、内容についてはお手元に配布させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

委員長質疑はよろしいですか。

[発言する者なし]

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、文教厚生委員会委員長からの報告についてであります。文教厚生委員会から会議規則第99条の規定による委員派遣承認要求書が5月13日付をもって提出され、つくば市の学校統廃

合の計画、事例等の調査のため委員派遣をすることを、5月13日、議長において承認しておりますので、その結果も含めて報告を願います。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

**○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）**

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成23年第1回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成23年5月13日に委員会を開催いたしました。

委員会の調査事項として、公立小・中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項並びに文教厚生委員会の所管に関する事項について調査いたしました。

公立小・中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項の調査では、公立小・中学校の統廃合について先進地でありますつくば市を視察研修するため、同日、委員会において委員派遣を議決し、先ほど小座野議長よりあったとおり、議長に対し、委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、視察研修を実施いたしました。

つくば市では、学校統廃合の実例に基づき、統廃合に至る経緯や廃校になった校舎の活用等について説明を受けました。学校統廃合を実施するに当たり、大きなポイントの一つとして、この問題に対して地域の方々が分裂することなく、一つにまとまって取り組んでいただいたということが大事であるとの説明がありました。

視察研修終了後、会議室において引き続き調査を実施し、執行部より教育長並びに担当部課長の出席及び説明を求め、慎重に調査を行いました。

当市の学校統廃合について、執行部より、今後の方針の説明を受け、その中で平成24年度には実施計画の策定を目指しているとの説明がありました。

次に、文教厚生委員会の所管に関する事項として、宍倉出張所のこれまでの経過と今後の措置について調査を実施し、執行部から説明を受けました。

以上、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと思います。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

**○議長（小座野定信君）**

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

**○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）**

産業建設委員会の所管事務調査の協議経過につきまして、ご報告をいたします。

本委員会は、平成23年第1回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、4月6日、4月28日、5月12日、5月23日に委員会を開催いたしました。

委員会の協議事項としましては、所管にかかわる緊急事項として、東日本大震災に係る被害対策について、また、環境衛生及び公害に関する事項としまして、石岡地方斎場の経過についてを

調査いたしました。

調査の主な経過としましては、東日本大震災に係る被害対策については、市民生活に及ぶ影響が余りにも大きいため、密接に関係する道路、水道、下水道等の復旧状況をその都度確認し、早急な復旧を求めました。

また、福島原子力発電所事故に伴う放射能の影響により、農畜水産物、上下水道にわたり間接的な被害を受けたことを踏まえ、その後発生したさまざまな現象、風評被害や市民の心身への負担等を配慮し、会議を開催し、迅速な対策を求めてまいりました。

中でも風評被害については、国の二次指針案の中で、茨城の産品はほぼ全部認められるという方向が示されましたが、これからのことであり、まだ事故は収束しておりませんので、引き続き経過を見守り、被害が最小限にとどまるような対策を求めてまいります。

なお、委員会の調査経過並びに概要については、お手元の委員会報告書のとおりであります。以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わりにいたします。

○議長（小座野定信君）

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小座野定信君）

以上で、委員長の報告を終わります。

次に、監査委員からの地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成23年2月から平成23年4月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配布しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、本日までに、陳情書2件を受理し、お手元に配布しておきましたので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、平成22年第1回臨時会、平成23年第1回臨時会、平成23年第1回定例会の会議録を配布しておきましたので、ご活用願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」に係る検査報告書について

○議長（小座野定信君）

日程第3、「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」に係る検査報告書についてを議題といたします。

本件につきましては、23年第1回定例会において、法第98条の検査を産業建設委員会へ付託したものであります。

本件に関する委員会の報告は、あらかじめお手元に配布しておきました。

委員長より検査の経過並びに結果についての報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の事務検査について、ご報告いたします。

本委員会は、平成23年第1回定例会に付託されました地方自治法第98条第1項の権限による、「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」の事務検査について、4月28日、5月12日、5月23日に委員会を開催し、市長を初め関係者に出席要請し、今までの経過についてヒアリングを重ね、慎重に調査を行いました。さらに、不明な点については、土浦土木事務所に出向き、確認を行いました。

検査の結果としまして、平成22年7月23日から平成22年9月15日までの2カ月間、本件について一度も石岡市とかすみがうら市の公式な協議が存在していないことが判明しました。

また、かすみがうら市長により、茨城県とかすみがうら市の負担による整備を申し入れたことが起因し、平成22年12月1日、本協定締結に至ったものと判断せざるを得ません。

行政界の道路整備や橋梁整備は、隣接する地方公共団体が相互に負担し合い、整備促進することが適切であり、一般的であることは申すまでもなく、ひいては、その行政努力がかすみがうら市民の負担軽減を図ることにもなります。さらに、隣接である石岡市とは、今後も広域的な整備も発生するであろうということも念頭に置かなければならない。したがって、円滑な行政運営を進めるという観点から、平成22年7月1日の原案を基本とし、改めて茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者負担の協議を速やかに行うべきであるとの結論に達しました。

なお、平成22年7月23日から同年9月15日までの間、本件について協議すべきところ、一度も石岡市とかすみがうら市の公式な協議が存在せず、どのような理由により協定保留となったのかも確認しておらず、適切な業務遂行がなされているとは判断しがたい。これらを踏まえ、今後の事務処理に当たっては、執行部内のそごを防止するため、経過や協議の記録を徹底し、あわせて一貫した説明責任を果たせるよう、執行部内の連携や透明性を図ることを指摘いたします。

なお、事務検査の調査経過並びに概要につきましては、お手元の委員会報告書のとおりでございます。

以上で、産業建設委員会委員長報告といたします。

#### ○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、検査の経過並びに結果についての質疑を行います。

佐藤文雄君。

#### ○8番（佐藤文雄君）

宮嶋市長に質疑をしたのが5月12日だったというふうに書いている。この議案すべて深く読んでおりません。きょう、今、目を通しただけなんですけれども、そのときに市長がどのような弁明をしたのかという点では、今、この中ではよくわかっていないんですけれども、なぜ正式な協議がもてなかったのかという点での宮嶋市長に対する質疑はされたんでしょうか。それで、正式な相手側の久保田石岡市長の答え、それはどういうものだったのか。それについて確認できますか。

#### ○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

#### ○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

その市長の見解については、報告書の中に載っておりますので、ごらんいただきたいと思えます。また、石岡市長からのメッセージは入っておりません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

土浦土木にも聞き取りに行ったということになっていますよね。その土浦土木での聞き取りの中身については、この議事録にはないんですか。それで、主に土浦土木の内容について、県が今回、そういう意味では事業そのものは県が委託を受けてする内容かなというふうに思いますけれども、その点での県の調整、いわゆる三者というか、県と石岡市長と、それからかすみがうら市長の協議の場を設けるようなそういう話もなかったのかどうか。

本来であれば、土浦土木ですから、県として事業を請け負うという立場であれば、筋を通すようなやり方、それを提案しているのかなというふうに思いますけれども、その土浦土木との聞き取りについてはどの部分に書いてあるのでしょうか。もし書いてなければ、その中身について簡潔に教えていただけますか。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

土木事務所からの回答は文書でもって届いております。その内容は、委員会の中で配布されまして、それに対して確認の意味で土木事務所のほうには参りました。参った中の協議の中では、要するに、公文書で返答があった内容のとおりですと。これは石岡市も同じことで、石岡市からも回答書がきていますので、それは回答書のとおりですということ以外には確認をとっただけでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

佐藤君、質問は簡潔にお願いします。

○8番（佐藤文雄君）

文書の回答がきているということなんですけれども、その回答はこの中には入っておりませんね、この文書。もしそういう文書があるのであれば、全員に配っていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

そのようにいたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、「五輪堂橋改修工事の協定に関する事項」に係る事務検査の終了について採決いたし

ます。

本件に関する検査は、ただいまの報告をもって終了することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小座野定信君）**

起立多数であります。

よって、本件に関する検査は終了することに決定いたしました。

---

**日程第 4 委員会発議第 4 号及び発議第 4 号**

**○議長（小座野定信君）**

日程第 4、委員会発議第 4 号 「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のための再協議を求める決議（案）及び発議第 4 号 五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議（案）の 2 件を、かすみがうら市議会会議規則第 35 条の規定により、一括議題といたします。

順次、提案者より提案理由の説明を求めます。

まず、委員会発議第 4 号の提案説明を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

**○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）**

「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議（案）の提案理由を説明いたします。

私からは、ただいま議題となっております「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議（案）の提案理由の概要を説明いたします。

五輪堂橋改修事業については、これまで茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者負担による整備が事前合意されてきたところであります。しかし、茨城県とかすみがうら市により二者協定が締結されたことにより、石岡市の負担分 4427 万 6000 円は、かすみがうら市が負担することとなりました。

これらを踏まえ、議会として、地方自治法第 98 条第 1 項の規定に基づき、事務検査を実施した。

検査の結果、五輪堂橋改修工事の協定は、平成 22 年 7 月 1 日に三者協定とすることが組織決定されているにもかかわらず、その後、平成 22 年 9 月 15 日に、かすみがうら市長みずから土浦土木事務所長と面会し、二者協定の申し入れを行った。その後、平成 22 年 9 月 21 日、土浦土木事務所において最終の三者協議が行われ、道路管理者が負担する費用はすべてかすみがうら市が負担することがその場で決定され、平成 22 年 12 月 1 日に、茨城県とかすみがうら市の二者協定が締結された。

事務検査及び平成 23 年かすみがうら市議会第 1 回定例会の一般質問の答弁において、かすみがうら市長は、「石岡市の負担できないという意向を踏まえ判断した」とし、みずから負担を断ったのではないと回答している。一方、石岡市は、「当該協定はその結論を待つことなく締結された」としており、両者の見解は平行線をたどっている。

産業建設委員会としては、事務検査において、石岡市長の「負担できない」という見解や書面は存在せず、提出された資料では、かすみがうら市長宮嶋光昭氏の申し出により、二者締結に至ったものと判断せざるを得ない。

よって、議会として、五輪堂橋改修事業は、隣接する地方公共団体が相互に負担し合い、整備促進することがより適切であり、さらには、かすみがうら市の市民の負担軽減を図るべく、茨城県と石岡市とかすみがうら市の三者協定の協議を改めて速やかに行うよう求めるものである。

以上、議員諸侯のご賛同をお願い申し上げ、決議案の説明といたします。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、発議第4号の提案説明を求めます。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

#### ○2番（岡崎 勉君）

発議第4号 五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議の提案理由を説明いたします。

平成22年12月1日に、茨城県とかすみがうら市との間に「一級河川恋瀬川改修事業に伴う五輪堂橋改修工事に関する協定書」が締結されました。

この協定は、平成22年7月23日に、かすみがうら市長に宮嶋光昭氏が就任した後、平成22年7月1日に石岡市長 久保田健一郎氏と前かすみがうら市長坪井 透氏との間に合意された事実と、それまでの経緯を否定して、平成22年9月15日に、かすみがうら市長 宮嶋光昭氏が土浦土木事務所に同事務所を訪ね、茨城県とかすみがうら市の負担による整備を申し出たことによって締結されたものであります。

本件協定が締結に至るまでの間を考察するに、当事者である石岡市には連絡協議をすることなく、宮嶋市長独断で二者協定を進めたことは、行政機関が守るべき信義誠実の原則を無視した行為であり、この結果、当市の負担が4427万6000円増える不利益をもたらしたことは、宮嶋市長の恣意的独断行政の結果によるものであり、地方自治法の本旨から逸脱したものであることは明らかであります。

地方自治の運営は、行政運営の諸原則にのっとり、目的とする住民全体の福祉の増進を最小の経費で最大の効果を上げる行政が要請されていることは言うまでもないことで、地方自治体の執行機関は、みずからの事務のみずからの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っているが、本件はまさに義務に反する裁量権の行使であって、実質的に妥当性を欠く、極めて不当なものと言わざるを得ない。

市長は、かすみがうら市政に対して、行政上の信義誠実の原則、適正手続の原則、公正透明性の原則等を遵守する義務を負っているにもかかわらず、義務違反は明らかである。

行政行為は、正しい事実認定を前提として行われるべきものであるが、このたびの行為は、今までの事実経過を無視し、社会通念上からも妥当性を欠き、最善の対応をとらなければならない義務をも意に介さない行為と言わねばならない。

このたびの行政行為は、裁量権の範囲間にあるとはいえ、その判断経過で、考慮すべきことを考慮せず、極めて恣意的に行われ、法の一般的原則の信義誠実の原則と条理上の公益原則にも反し、あまつさえ、市の財政負担を強いたことは、不当な裁量権の行使である。

地方自治体の長は、担任する事務の処理に当たっては、行政運営の諸原則の上に立って、地域の課題に対してみずからの判断と責任において、効率的にその解決を図り、行政を誠実に管理し、住民の福祉を増進する施策を執行する義務を負っているもので、市長は、行政運営上の適正手続の原則、説明責任の原則、公正透明性の原則を守るべきで、市長は、市長の行政執行の姿勢と執行にかかわる当

委員会の指摘事項を真摯に受けとめ、再びかかることのないよう、あるべきようを見定めて、市民の負託にこたえる市政を具現されることを強く勧告するものであります。

以上、提案内容の説明を申し上げましたので、議員諸侯のご理解、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

これより一括して提案者に対する質疑を行います。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時38分

---

再 開 午前10時39分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

会議の規則上、ただいまは委員長に対する質疑でありまして。

佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

三者協議を求めるといふ点では、私はこれは必要なことだというふうに思います。ただ、この中に、「22年9月15日、かすみがうら市長みずからが土浦土木を……」

○議長（小座野定信君）

佐藤君、だれに対する質問ですか。

○8番（佐藤文雄君）

委員長に対する、今回の委員会発議第4号に対するものです。

○議長（小座野定信君）

はい。

○8番（佐藤文雄君）

この文書のところに、「平成22年9月21日に土浦土木事務所において最終の三者協議が行われ」となっていますよね。この「最終の三者協議」というのは、石岡市長とかすみがうら市長と土浦土木事務所（県）、この三者ですか。お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

市長ということまでは確認とれなかったですけども、担当サイドでの協議というふうに聞いております。

○議長（小座野定信君）

佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

首長2人と県の土木の最高責任者というか、そういう人ではなくて、担当レベルの三者協議なんでしょうか。ここら辺をはっきりしていただきたいなと思うんですけども、事実確認をお願いしたいと思います。必要であれば宮嶋市長にもお聞きしてもよろしいのではないかなと思いますけれども。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

かすみがうら市の宮嶋市長は出席しておったというふうに聞いております。石岡市の場合は……

〔「していない」と呼ぶ者あり〕

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

していない。

すみません、では暫時休憩してくれますか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時40分

---

再 開 午前10時42分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

事務屋さんの会議ということでございます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今問題になっております件であります。全く事実無根もいいで、これはもちろん今の会議は私は出席しておりません。7月22日、私の就任前に決まっておったことであります。それは書類上もはっきりしておりまして、私は7月23日に就任しましたが、7月22日の時点で明確に石岡は、この案件については保留すると……

○議長（小座野定信君）

市長、申し上げます。

市長 宮嶋光昭君、出席しているかしていないかだけの答弁をしてください。

質疑を終結いたします。

ただいまの議題のうち、委員会発議第4号につきましては、委員会提案であります。よって、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたします。

次いで、お諮りいたします。

発議第4号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、委員会発議第4号「五輪堂橋改修工事の三者協定」の締結のため再協議を求める決議（案）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会発議第4号は原案のとおり可決されました。

次いで、発議第4号「五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議（案）」の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

五輪堂橋改修工事の協定締結に係る決議（案）についてですが、今、宮嶋市長が途中で発言をしておりましたが、特に三者協議の機会をどれだけもったのかというのが十分に明らかになっていないし、また、宮嶋市長が事実無根だということも言っております。さらに、加えて、十分な弁明の機会を与えないままにこのようなかなり激しい口調で、決議の内容であります。私は三者協議を進めるようにする決議には賛成をいたしました。当然であります。五輪堂橋の改修工事がおくれるといえども、やはり最終的に三者で合意を重ねるべきではなかったかというふうに思います。しかし、このような宮嶋市長の恣意的独断行政での結果だと断定することは、私は余りにも行き過ぎた決議の内容だというふうに思います。

以上、これについては反対の立場をとりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はありませんか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

賛成の立場から皆さんにお願いしたいんですが、私どもで何回もこの件については審議してまいりました。市長は担当職員に指示したという話も言っておりましたが、担当課長は一貫して、7月22日から9月15日に至っては、県土木、あるいは石岡市とも一回も協議していない。ここが一番問題なんですよ。だから、こんなきつい言葉が出ているかもしれない。サラリーもらっている以上は責任ある仕事をしてもらわなくてはならないですよ。そういう観点から、当委員会では、とことんこれは追求した。にもかかわらず、担当課長は一回も協議していないと。職務怠慢も甚だしい。そういう観点から私は賛成するものです。皆さんよろしくお祈りします。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

○5番（古橋智樹君）

私からは、五輪堂橋改修工事の協議締結に係る決議（案）につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど宮嶋市長の発言がございました。これは前の市長のときに決まったことだということで、皆さんも議場におられる皆さんとして、今の発言は証人の立場であります。今回の決議案の内容については、非常に政治姿勢を問いただしている厳しい文面であります。これは、今懸案事項であります石岡地方斎場に含めても非常に指摘したようなニュアンスもございます。前の市長が決めたことだから今の五輪堂橋の経過がある、そうおっしゃいました。それを石岡地方斎場のことに当てはめてはいかがですか。ですから、私はこの決議案の中にございますとおり、今現在の市長で責任を全うするのであれば、いま一度紳士的に建設的に話し合いをする姿勢、これが市民の安心・安全のまちづくりにつながるわけでございます。

前の市長が言ったから、さらには今までの組合議会の中で決まったからとか、いろいろなこれまでの経過があります。それはそれとして十分に尊重しながら、本当に市民のためになるのか、そういったことで、私はこの決議案に賛成の立場で皆様にご賛同いただければと考える次第でございます。

以上で、私からの賛成の討論を終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

4番 田谷文子です。私はこの五輪堂橋の橋をつくることに関しては賛成です。ですけれども、この橋というのは公道ですので、石岡市並びにかすみがうら市、そういった公の人々が使うわけです。それですので、22年7月22日、こちらに書いてあります、皆様見ていただくとわかります

けれども、事務検査結果報告書に書いてあります。私はそのときまだ市議会議員ではございませんでしたので、詳細はわかりません。ですけれども、皆さん、もうちょっと次元を高めるとい  
のはおかしいですけれども、私どものかすみがうら市長をもっと尊敬していただいて、もっと信  
じていただいて……

○議長（小座野定信君）

田谷君、賛成ですか、反対ですか。趣旨が出ておりません。

○4番（田谷文子君）

今からお話しします。

平成22年7月22日の協定保留の理由は、このときはまだ市長選が行われていませんでした。そ  
の前の日のことです。両首長間の協議を求めるものであったこと、それらの裏づけとして、平成  
22年8月17日に、土浦土木事務所長と石岡市長が面談し、「石岡市長より斎場の問題が解決する  
までは五輪堂橋の協定締結を引き延ばすつもりはない。それなりの時期が来たら協定の締結には  
応じるとの見解を得ている」というこの大事な部分、要は、宮嶋市長がまだ市長となっていない  
ときのその話を、市長の話もよく聞いて、そして、私たちの首長でありますかすみがうら市長を  
ぐっと信じて、そして、石岡市と、あるいはこの斎場の問題も小美玉市ともきっちり対決して、  
要は、協定して、お話をして、そういうことが大事ではないかなと私は思います。ですので、私  
は本当にまだ駆け出しで何もわかりませんが、皆さんどうぞ一つの心、一つの輪になって、  
そして、かすみがうら市を市民のために守っていきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

田谷君、賛成ですか、反対ですか。市長に対する擁護答弁ではありません。賛成か反対かの意  
を決してください。

○4番（田谷文子君）

はい、わかりました。

橋をつくることは大賛成でございます。

○議長（小座野定信君）

ここで、事務局、議員の皆さんに申し上げます。

ただいまの4番 田谷文子君の議事録は削除いたします。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

では、訂正いたします。削除できないそうでありまして、ちょっと趣旨がなかったので、賛成  
なのか、反対なのかという、橋をつくることに賛成なのか反対なのかではなくて、この原案に対  
して賛成か反対かということなんです。

○4番（田谷文子君）

原案は反対です。橋をつくることは賛成です。もうちょっと再検討する必要があるかなと。

○議長（小座野定信君）

そうですか、では反対討論ということで取り扱います。

ほかに討論はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は異議があるため起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小座野定信君）

ここで、日程追加についてお諮りいたします。

石岡地方斎場に関する緊急質問の通告が、15番 山内庄兵衛君並びに2番 岡崎 勉君、以上2名の議員からありました。

緊急質問の件を議題として採決いたします。

この採決は起立により行います。

15番 山内庄兵衛君並びに2番 岡崎 勉君の緊急質問に同意の上、直ちにこれを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、15番 山内庄兵衛君並びに2番 岡崎 勉君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、発言を許すことは可決されました。

---

追加日程第1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問の発言時間については、議会運営委員会の決定により20分間といたします。

順次、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。登壇願います。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

○15番（山内庄兵衛君）

石岡斎場について、緊急の発言の議員の皆さんの賛同を得ました。本当にありがとうございます。

石岡斎場の問題は、新聞報道でもされ、全員協議会でも3日に行われてご存じだと思いますけれども、6日に斎場組合が開かれました。その中で、管理者からは、かすみがうら市は単独で行うというような話がありました。そういうことで、その結果、石岡市、小美玉市は、宮嶋市長が

言うように、5基の主張を6基にし、1つ譲ってくれました。それから、斎場もそれで使わなくてもいいということになりました。そういう歩み寄りが2つありましたけれども、宮嶋市長は、絶対にそれを聞き入れず、単独でやるということになりました。これは議会制民主主義に反し、そして、あなたが独断と偏見以外に何物もない。先ほども言われたように、法的にもいろいろふれる場合もあるのではないかと思います。こういうことで、かすみがうら2万7000の人たちのこれは火葬に対する問題で非常に不安を与える。そして、やるせないものがあります。

きのうは簡単な火葬場の設計図まで出ましたけれども、やはりこの激動の中で生きてきた人たち、その人たちが最終的に野辺送りをするときには、荘厳さのきちんとした斎場でだびに付することも大事ではないかなと思います。ただ安ければいいということで、そして、我が市で行うときには大変な問題があるかと思しますので、議会で決議をされた。無視する。その議会なんかはどうでもいいんだという議会制を無視する市長の考え方、我々のことは議員とかそういうことを考えないのではないかなと。市長の考えを伺います。

さらには単独でやる場合の財源、2億5000万円でやるということによっておりますけれども、特例債の問題、これらの財源、ただ、窯だけをつくるだけではだめだ。いろいろなそこには問題があるかと思えます。これらはどのように財源を捻出していくのか。さらには場所の問題もあります。これらもはっきりしてもらいたい。それから、許可、認可ができるのか。こういう問題をお願いしたいと思います。

以上、簡単でありますけれども、5点についてお願いをいたします。

**○議長（小座野定信君）**

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

山内議員のご質問であります。先般6月3日に全員協議会がありまして、6月6日に管理者会議がある旨のお話はさせていただきました。実際6月6日に管理者会議がありまして、その後、きのう2つの委員会があつて、私、お呼びがかかるのかと思つたら、お呼びがなかったものから、お話しする機会がなかったので、今まとめてお話をいたします。

**○議長（小座野定信君）**

市長、質問に対する答弁をお願いします。

**○市長（宮嶋光昭君）**

かねてから事業については、この問題についての根源的なものは、こういう財政危機の折の私の選挙公約であったということからスタートしているわけでありまして、6月6日に、それまでの合意成立がなされていなかったことに対しまして、もうここら辺で決着をしないとまずいのではないかという話になりまして、石岡、小美玉側が2市で建設を続けると。それで、かすみがうら市は単独でいくと。そして、現有施設が運営しているうちは一緒に3市で現有施設の運営はやっていくわけでありまして、両方ともなるべく完成を急いで、完成した暁には現有施設を解体して一部事務組合の解散と、こういうことになって、2市は新たに多分一部事務組合をつくるという手続になると思うんですが、そういった方向づけができました。

そういう中で、今、山内議員のお尋ねでございますが、詳細につきましては、まだその場所がどこであるとか、予算がどうであるとかということについて、細かく方向が決まっているわけではありませんで、6月8日に庁議を開きまして、金田政策官をプロジェクトチームの長とするチームをつくりまして、構成メンバーは総務課長、企画課長、財政課長、都市整備課長及び直接担当の環境保全課長と、5人のプロジェクトチームをつくるよう指示をいたしました。

その指示に基づいて今動き始まっていると思いますが、今後場所の選定、あるいは特例債の問題をどういうふうに解決していくか。また、期間を、25年度当初にはできれば新火葬場をスタートしたいと、こういうふうを考えておりますので、そういった努力目標を設定して作業を進めるようにと。こういうことで指示をしたところでございます。

**○議長（小座野定信君）**

市長、申し上げます。

今御答弁の中で、先ほどの山内庄兵衛議員の質問に対し、財政、財源の考え、そして、場所等が抜けておりますので、補足願いたいと思います。

宮嶋市長。

**○市長（宮嶋光昭君）**

今申し上げましたとおり、詳細と申しますか、場所等についても、私の腹案としては二、三カ所持っておりますが、まだそれをプロジェクトチームに話す段階ではないので、プロジェクトチームができてから相談をしていきたいと思っております。

また、資金的なものにつきましても、当然合併特例債の適用事業としていくことが一番よろしいかと思いますが、その段取り等についても、今までの既存の計画のほうに合併特例債を昨年度もう使っておりますので、そういった絡みとかの問題があります。両方でやるというわけにはいきませんので、そういった事務的な整理も進めていかななくてはなりません。そういったことを早急にプロジェクトチームで進めていきたいと、こういうふうに思っております。

**○議長（小座野定信君）**

15番 山内庄兵衛君。

**○15番（山内庄兵衛君）**

答弁漏れがありますね。議会の決議をどう思っているのかということが一つ。

それから、財源は、財源がないから単独でやるというんでしょう。5億4000万円かすみがうら市から出しても、特例債でやれば実質的には、それは交付金で国と県から78%くるんですから。したがって、1億3000万円で済む。一番安い仕事ではありませんか。それを新たにやると、特例債が使えるとあなたは言っていますけれども、そういう問題も出てきます。

答弁漏れからまずお願いいたします。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

議会軽視ということではありますが、この前、6月3日の全員協議会のときも申しましたけれども、私は選挙公約でこれを皆さんにお示しをして、23億円この事業を縮減するというのもうスタートしております。確かに議会の皆さんと、今時点では議会決議とは明確に反しておりま

す。これは私の計画を今後事務方で詰めますので、それを議案として出した段階で、また新たにご判断いただくと、こういうことになろうかと思えます。

また、財源についてであります。これは当面、現行として今の合併特例債を使っていく。特例債制度を活用していくというのは、今度単独でやるにしてもそういう方向でいくわけでありませうから、これは総額が5億4000万円の支出から、2億5000万円の見積書は提示したと思うんですが、これは建築工事のみでありますから、造成やなんかはまだ入っておりません。あるいは、もし市有地でないということになれば土地代等も入りますが、いずれにしても、規模がもうがずっと10分の1近くに縮小されるわけでありませうから、土地も幾らも要らないわけでありませう、総額が減れば特例債の借入額も減るわけでありませうから、総額を半額程度に抑えたいと。そういう考えであります。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

宮嶋さんは20年前に当時の出島村の村長になりましたね。4年間やりました。行政のことというのはわかっていると思うんです。議会制民主主義の中では議会の議決というものは優先されなければならない。公約だと。こう薬だつて張りかえなければただれっちゃうんだから、そういう問題もありますよ。公約だからと言ったって、住民に完全に石岡斎場を破棄するなんていうことを浸透していますか。そこまでは浸透できないと思うよ。ですから、議会の意見も大事で、議会の大半が石岡斎場は継続してほしいということで、それで決議したわけではないでしょうか。私が当選しないうちにやってしまったことだなんていうことでは通りませうよ。これは余りにも議会を無視し過ぎ、これは法的に違反ですよ。この考え方をもう一回。公約だ、公約だと主張している。独占、偏見しかないんです。

それから、財源だつて5億4000万円近い。かすみがうらは特例債を入れて出さなくては、その中で斎場を抜いたり、窯を少なくすればさらにまた減る。1億3000万円しか実質出さないで済めば、1億円くらいで済むんだ。もう9300万円出してしまっているんだ。この間も1億6000万円も決議をされたわけだ。それで新たにつくる。窯は2億4000万円ときのうは出ましたけれども、現実には駐車場も要ります。舗装もしなくてはならない。それで、簡単なもので、はい、どうぞ、焼くだけですといったら、我々はごみではないんだよ。ごみじゃないんだよ。先祖がきちんとやってきて、この戦争の中でも苦勞してきた人が尊厳さというものも必要なんだよ。私は坊主の資格を持っていますけれども、葬式というのは家から窯までが葬式なんだ。その中には尊厳さも必要なんだ。だから、ある程度の尊厳さは、そうした立派なものも必要なんです。宮嶋さんの考えは安ければいい、ただ焼ければいいという考えだけではないですか。情けないではないですか。千代田の住民を何と思っているんですか、あなた。答弁してください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私がかつて出島村長のときのお話が出ましたが、あのときの状況を申しますと、あの当時、鹿行組合は12カ町村あったんですが、9カ町村でつくったわけですが、当時出島村は1億円の支出

をして、火葬場のみの施設でありましたが、1億円でつくったわけでありまして、今回の5億4000万円という千代田地区のエリアをカバーするための5億4000万円というのが、いかに過大であるかというのがおわかりいただけるかと思えます。

山内議員は、お坊さんの資格をお持ちであるということで、死者を冒瀆するのはいけないよというようなお話であります。私が冒瀆しているとは思いません、私もお坊さんの資格は持っておりませんが、亡くなった方に対する厳かな気持ちというのは全く変わらないものであります。

また、議会の議決ということですが、今もこの前に議決をされたわけであります。五輪堂橋の決議案が決議されたわけですが、これは私の当時やってきたことと全然反するような決議が行われておりますが、先ほど古橋議員のお話の中にも、決まっておったということで決めつけておりますが、私は7月22日に決まっておったことは申しておりません。

**○議長（小座野定信君）**

市長、斎場の件ですので、橋のことはまた別にしてください。

**○市長（宮嶋光昭君）**

保留は、もう石岡市がずっと保留、保留できて、それが6月30日の、本来であれば締結も保留され、さらに7月22日に新たにまた保留だと言ってきた。それを受けて、私はやると言ったわけでありまして、そういった間違っただけ……

**○議長（小座野定信君）**

市長、再度申し上げます。ただいまの質問は石岡地方斎場組合に対する質問です。市長が答弁されているのは、五輪堂橋の件です。

**○市長（宮嶋光昭君）**

だから、これは議会の決議が間違っているということの引用で言っているんだよ。議会の決議はいつも正しいとは限りません。そういう引用で私はお話を申しております。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

15番 山内庄兵衛君。

**○15番（山内庄兵衛君）**

市長の言葉、議会が全部正しくない。そんな議会を侮辱するのも甚だしいよ。ただ、あなた、ドイツのヒトラーと同じだよ。戦闘帽かぶってこうやってみろ、ヒトラーに似ちゃうから。余りにも議員のことをこの野郎くらいしか思っていないのではないですか。議会軽視も甚だしいです。宮嶋さん、あなたは大半の人が学習院を出たということで、私が歩いたら、今度の市長は学習院を出たって、みんな学歴で、おれは入れんだ入れんだと言われたよ、私も随分選挙で歩いたけれども。学習院が泣くんじゃないですか、そんな議会を軽視して。

だから、窯だって簡単に焼ければいいのではなくて、それだけの前任者がずっとやってきた。そこで今結論を出すときに、おれの趣旨にはと。向こうだって折れているんだよ。二つも三つも折れているんだよ。それ土地の問題で、佐藤さんともやられていますけれども、なかなか斎場の問題は賛成できないから、ある程度は我慢しなくてはならない問題もあるかと思えます。本当に恥ずかしい。私、この間の議会でも言ったでしょう。宮嶋さんの偏見と独断には恥ずかしいと、私は。どうなんですか。恥ずかしくありませんか。議会のことを無視しているなんて発言をして。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

議会を無視しているというわけではありませんで、最終的には議会が通らないと何事もできないわけでありまして、単独でつくる、しかも安くできる。そういったものをぜひとも提示したいと、こういうふうを考えておりますので、見ていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

以上で、15番 山内庄兵衛君の緊急質問を終わります。

次いで、発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

それでは、私のほうから石岡斎場建設計画について緊急の質問させていただきますが、皆様方のご賛同をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、今、山内庄兵衛議員の答弁を聞きますと、私もいろいろ重複するところがありまして、多分今と同じようなことになるのかなと思いますけれども、私からもそういう質問をさせていただきます。

市長は、1年前に激戦を極めて、かすみがうら市長選挙が行われました。宮嶋市長は、今言いましたように、無料化、あるいは見直し、値下げなどの独自のマニフェストを掲げて当選されました。このマニフェストの重みとは一体何なんでしょうか。選挙公約という市民の約束なのか、それとも、その時点の候補者の思いなのか、選挙に勝つためのものなのか。私は、宮嶋市長が初めて迎えた第1回定例会においての所信表明を拝聴させていただきましたけれども、その中で、市長は、選挙公約を実現するためには、市民の皆様方のご協力をいただきながら、誠心誠意実行していきたいというふうに述べておりました。そこで、市長が先般、石岡斎場組合臨時会の正副管理者会議におきまして、これまでの計画の見直しの合意形成がなされないことを理由に、組合から離脱し、単独で整備するという表明をいたしました。私を初め、市民もこのような市長の行動に疑問を感じるものであります。市民への説明もなく、勝手に石岡斎場組合から離脱するような一方的な行為は、大きく市民への不安をおおるものではないでしょうか。

その中で、市長は市民から選ばれた公職者として、みずからの決定と行動は説明責任を果たさなければならない義務があります。今回の表明、行動は、公約を果たすための明らかに市長の独断といえますか、単独行為と思われま。この点についての答弁と、市民への説明をどのような方法で行うのか、この辺をお聞きしたいと思います。

それから、山内庄兵衛議員のほうにも質問がありましたけれども、単独表明をしてこの所有地、どこを候補地とするのか、その具体的な候補地をどこにするのか、その辺を述べていただきたいと思います。これは地域の住民が大変不安になっておりますので、できれば選定する時期、いつごろなのかお示しをいただきたいと思いますというふうに思います。

それともう一つ、今、山内庄兵衛議員から、それぞれ議員に対して答弁されましたけれども、万が一土地が決まって、周囲の同意が得られなかった、あるいは市長の火葬場の見積もりがその

とおりでできなかった、経費が組合の負担よりも多額になった場合、建設できなかったということになった場合どう責任をとるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

私は単に財政、金額だけで解決するものではないというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

岡崎議員のご質問は、土地と責任論に集約されると思いますが、土地につきましては、先ほどもお話ししましたように、私としては、二、三の市有地を含む場所が腹案としては持っておりますが、8日にプロジェクトチームをつくってスタートするようという指示を出したばかりでございますので、まだちょっと今お示しするという段階ではないかなと思います。いずれそんな遠からずのときに、候補地については二、三挙げていきたいと、こういうふうに思っております。

また、この責任論であります、もちろんこれだけの決断をするには相当の決意を持ってしております、私の政治生命をかけてやると、そういう覚悟をしております、かといって、政治生命をかけたらできなくていいのかというお話にもなるかと思いますが、必ず市民の方には迷惑をかけない、必ずきちんとした対応がとれるような努力をしてみたい。また、そうしていきたい、したい、すると、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

今の説明でちょっとわからないところがあるんですけども、私は、一つには、責任説明というのは、市長がそういうふうに思ってきた形で責任をとればいいのかということ、それをどのように、どういう方法で市民に知らせるのかなということの一つ聞きたかったわけであり、それから、私も地元でありますので、その場所については千代田地区なのか、あるいは霞ヶ浦地区なのか、どこかそういうアバウトにこの辺でというようなことがあれば、聞かせていただきたいと思うんですが、やはり住民が大変心配をしておりますので、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

それともう一つは、3つ目にありました、できなかった場合、それが一番心配でして、私が今言ったように、財政的な問題ばかりではなくて、なかなか土地の確保というのは大変な問題があると思っておりますので、その辺は、例えば幾ら責任をとると言っても、これは脱退してしまえばできないわけですから、その辺もう一回、3点についてご説明をいただければなというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、市民の方へのどういうふうにお知らせするかということですが、これは新聞報道等でもう皆さん関心がおありになることなので、もう大体概略については新聞報道等でわかっていると思います。ただ、この先のことについては、土地についてもこと今決めるわけではありません。しかし、大体どんなところを想定しているのかというお話でございますので、申し上げますが、まず、市有地、公有地を優先していくということで、千代田地区に2カ所ほど頭の中にあるものがあります。それから、千代田地区と旧霞ヶ浦地区の半分ぐらいについては、都市計画地域とか、市街化区域で都市計画の縛りがあるということで、そういうことを考えますと、旧霞ヶ浦地区の無指定地区ということも一つ想定に入れる必要があるのかなと、こういうふうを考えておりますので、今のところ3カ所ぐらいの腹案は持っております。

また、できない場合ということですが、これはできない場合は想定しておりませんので、必ずつくと。万が一できなくてもちゃんと代替措置はとれるような、市民の方がどこへ持っていったいいのかわからないような、あるいは料金が高くなるような、市民の負担がふえるようなことは絶対にしないと。そういう決意を持っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

**○議長（小座野定信君）**

2番 岡崎 勉君。

**○2番（岡崎 勉君）**

はっきり本当は場所がわかれば一番説明を聞きたいんですけども、それと、もう一つは、できなかった場合、絶対できると。これは石岡斎場も大変長い期間かかってやっと土地を確保してできたわけでありまして、これは本当に金額ばかりではなくて、財政的なことではなくて、そういうことがたくさんありますので、その辺は早くそういうことを回答を出していただきたいというふうに思います。

今いろいろ市長の前から話しましたけれども、議会の同意が得られないとかありますけれども、我々議会のほうとしては、石岡斎場の計画に対しましては、賛成をして進めてくださいということでありまして、石岡市も小美玉市も、それぞれかすみがうら市長に対しまして、大きく譲歩してくれた点がたくさんあると思います。これは土地は石岡市であります。迷惑も石岡市だと思っておりますが、宮嶋市長は要求を100%相入れてくれなければ同意はできないというようなことですが、民主主義の中でそういう勝手なことは市民がよくご理解できるのかなというふうに思っております。私も大変残念であります、私の質問は以上で終わります。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

補足の答弁になりますが、今、岡崎議員、石岡、小美玉側も譲ってくれたと。こっちは100%通らなければだめなのかという話であります、決してそういうことではありません、今まで何回も話し合いは続けたんでありますが、どうも思うに、昨年11月5日以降、石岡、小美玉側が、その前のある程度の歩み寄りも双方でやったわけでありまして、かすみがうら市としても100%ではなく、相当の譲歩はしたつもりでございます。しかし、11月5日以降、話し合う気力がなくなったような雰囲気が大分強く感じられました。それで、2月15日に議案の上程になったときに、

明確に議会でも申しましたけれども、不同意の中で強硬するのは問題があるということで、私は明確に議案上程に不同意を表明したのはご案内のとおりであります。そういった中で、今回に至っているわけでありまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

以上で、2番 岡崎 勉君の緊急質問を終わります。

---

#### 日程第 5 報告第2号、報告第3号及び報告第6号

○議長（小座野定信君）

日程第5、報告第2号 平成22年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第3号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第6号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書についての3件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております3件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第2号、報告第3号及び報告第6号につきまして、ご説明を申し上げます。

報告第2号 平成22年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書並びに報告第3号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、それぞれの会計において、別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

報告第6号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、別紙計算書のとおり繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告をするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で、報告第2号、報告第3号及び報告第6号の報告を終了いたします。

---

#### 日程第 6 報告第4号及び報告第5号

○議長（小座野定信君）

日程第6、報告第4号 平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業決算について及び報告第5号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算についての2件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております2件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第4号及び報告第5号につきまして、ご説明を申し上げます。

平成22年度かすみがうら市土地開発公社事業決算並びに報告第5号 平成23年度かすみがうら市土地開発公社事業計画及び資金計画並びに収支予算につきまして、地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、報告第4号及び報告第5号の報告を終了いたします。

---

**日程第 7 承認第1号ないし承認第6号及び議案第34号ないし議案第42号**

**○議長（小座野定信君）**

日程第7、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、ないし承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて及び議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第42号 市道路線の変更についてまでの15件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

次いで、提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

ただいま上程されました承認第1号から承認第6号までの専決処分事項の承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

いずれも3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による対応として補正予算を計上するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

それぞれの内容について申し上げますと、承認第1号につきましては、平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）として、繰越明許費の設定と6326万円の追加による補正予算を計上したものであります。

次に、承認第2号の平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第9号）及び承認第3号の平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、それぞれの会計において繰越明許費を設定したものであります。

次に、承認第4号の平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）及び承認第5号の平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第1号）並びに承認第6号の平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、それぞれの会計における災害復旧事業債の補正と、一般会計で2億2057万1000円、下水道事業特別会計で6517万5000円、農業集落排水事業特別会計で864万2000円の追加による補正予算を計上したものであります。

引き続きまして、上程されました議案第34号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、専門知識を有する土木技術指導員を採用するに当たり、報酬額等の設定をするため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第35号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、東日本大震災による被災者への緊急対応として、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、雑損控除の特例、住宅ローン控除の特例並びに住宅用地の特例に関する規定を附則に追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、これまで整備を進めてきました志筑小学校移転整備事業が完了することから、平成23年9月1日から移転先へ位置を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億97万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億7154万9000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、宍倉出張所の廃止に伴う解体及び土砂等の撤去工事費及び介護基盤緊急整備特別対策事業としてのグループホームの新設に対する補助金と、わかぐり運動公園体育館の災害復旧に要する経費を計上したものであります。

次に、議案第38号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2752万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億1670万3000円とするものです。

補正の内容といたしましては、成城台地内の污水管渠布設替工事を含めた災害復旧に要する経費を計上したものであります。

次に、議案第39号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1190万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億7794万8000円とするものです。

補正の内容といたしましては、幕の内地内及び市川地内の污水管渠布設替工事を含めた災害復旧に要する経費を計上したものです。

次に、議案第40号 水槽付消防ポンプ自動車の取得につきましては、株式会社モリタ東京営業部と取得価格5223万7500円で仮契約を締結したものであり、本契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

次に、議案第41号 市道路線の認定につきましては、志筑小学校移転整備事業の実施に伴い整備した道路を、市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号 市道路線の変更につきましては、志筑小学校移転整備事業の実施に伴い整備した道路について、市道の路線認定を変更するため、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

#### ○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第11日の6月20日にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時30分からといたしたいと思います。よろしく申し上げます。

休 憩 午前11時44分

---

再 開 午後 1時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

---

日程第 8 「災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会」の設置に関する決議  
(案)

○議長（小座野定信君）

日程第8、「災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会」の設置に関する決議(案)を議長発議により議題といたします。

本県は、未曾有の大災害といたしまして、3月11日の東日本大震災の被災地となり、かすみぐら市でも多大な被害を受けております。一方、福島県第一原発事故により、安全の再確認、省エネの推進など、これまで類例のない大転換を迫られております。

ご存じのように、本市は水道の断水が続き、市民の多大なご協力により、これらを克服することができました。東京水道の基本理念は、地震にも「つよい水道」、環境に配慮し、公平で効率的な「やさしい水道」、安全でおいしい「安心できる水道」としております。我が市においても、このつよい水道を構築するため、配水管の耐震化、緊急貯留システム、給水タンク車の整備、非常用電源の整備、霞ヶ浦地区と千代田地区のネットワークの再構築と強化など、解決すべき課題は山積しております。これからの水道は、この東日本大震災を教訓とした耐震対策に投資していかなければなりません。

一方、21世紀に入り、不況の影響もあって、水道事業の経営が大きな変革期を迎え、水の需要が低下し、収入が減少していることなど、十分に考慮しつつ、安全でおいしい水を省エネ化により供給することができる安心できる水道をつくり上げていくことも念頭に置く必要があります。

震災によって、人間は一人では生きていけないという当たり前のことを身をもって知り、支え合う環境を存続すべきであり、また、この経験を風化させないためにも、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会の設置を提案いたします。

お諮りいたします。

この特別委員会の設置につきましては、防災の所管である総務委員会と水道事業の所管である産業建設委員会に所属する全議員で構成する災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中も継続的に調査できることといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただいま設置されました災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

休 憩 午後 1時32分

---

再 開 午後 1時40分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。

休憩中に、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告申し上げます。

委員長に川村成二君、副委員長に栗山千勝君、以上のとおり両名が選出されましたので、報告いたします。

---

日程第 9 「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）

○議長（小座野定信君）

日程第9、「かすみがうら市斎場整備単独事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会」の設置に関する決議（案）を議長発議により議題といたします。

石岡地方斎場の移転計画は、施設の老朽化や施設狭隘のため検討が進められ、構成市の合意のもと、事業着手に至った事業であり、千代田地区の市民は、火葬及び葬祭施設の一日も早い完成を願っております。このような市民の願いを踏まえ、平成23年3月4日、市議会において、石岡地方斎場建設に関する適切な措置を求める決議を議決し、市長にあっては、同斎場の建設を計画どおり推進するよう決議したところであります。

しかし、かすみがうら市長は、これらの決議を省みず、先般の新聞報道では、平成23年6月6日の石岡地方斎場の臨時議会において、「単独整備に向けた計画を6月議会で、市民、市議会に説明する」と明言し、同組合離脱の姿勢を崩さず、混迷を深めております。

市政運営者は、信義誠実、適正手続、公正透明性の原則などを遵守する義務を担っており、それはとりもなおさず、行政行為は正しい事実認定を前提として行われるべきものでもあります。しかし、今回の顛末は唐突の一語に尽き、単独整備の概要が全く議会に知らされていないということでもあります。

かかる事態を踏まえ、石岡地方斎場建設事業と（仮称）かすみがうら市斎場整備単独事業をそれぞれ精査し、あわせて、財政的な課題や事業推進の上の課題を洗い出し、どのように進めることが最もこれからの原則にのっとっているか、議会みずからが検証することが求められております。

今、かすみがうら市は何が求められ、何をすべきか、それは言うに及ばず、災害復旧に全勢力を挙げて事業推進すべき時期でもあります。しかし、残念なことに、このような議論が続けられ

ていることに対し、市民からは不安の声が寄せられております。

かかる緊急事態を憂い、市民の代表者である市議会として、かすみがうら市の信頼を回復するためにも、かすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会を設置することを提案いたすところであります。

お諮りいたします。

この特別委員会の設置につきましては、財政を所管する総務委員会と衛生事業の所管である産業建設委員会に所属する全議員で構成するかすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中も継続的に調査できることといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただいま設置されましたかすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時44分

---

再 開 午後 1時49分

**○議長（小座野定信君）**

再開いたします。

休憩中に、かすみがうら市斎場の単独整備事業と石岡地方斎場建設事業の相互検証のための調査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

委員長に2番 岡崎 勉君、副委員長に7番 加固豊治君、以上のとおり兩名が選出されましたので、ご報告いたします。

---

**○議長（小座野定信君）**

お諮りいたします。

ただいま市長から議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてが提出されました。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、議案第43号を追加日程第2として日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いします。

[議案配布]

---

追加日程第2 議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について

○議長（小座野定信君）

追加日程第2、議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

[教育長 菅澤庄治君退席]

○議長（小座野定信君）

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員としてご活躍いただいておりますかすみがうら市坂2814番地2、菅澤庄治氏の委員としての任期が、本年6月24日をもって満了となりますことから、適任者である同氏を引き続き教育委員会委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

議案第43号は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、議案第43号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

[教育長 菅澤庄治君入場]

---

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

ただいま市長から議案第44号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、ないし議案第47号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任についての4件が提出されました。

直ちにこの4件を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第44号ないし議案第47号を追加日程第3として日程の順序を変更し、議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いいたします。

[議案配布]

---

### 追加日程第3 議案第44号ないし議案第47号

○議長（小座野定信君）

追加日程第3、議案第44号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、ないし議案第47号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの4件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第44号ないし議案第47号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいておりますかすみがうら市栄倉6194番地46、米山 繁氏、かすみがうら市牛渡481番地、島田栄一氏……

(マイク不調)

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時59分

---

再 開 午後 2時00分

○議長（小座野定信君）

再開いたします。

市長。

**○市長（宮嶋光昭君）**

かすみがうら市稲吉東二丁目2番10番、中島由美子氏、かすみがうら市稲吉南二丁目7番1号、大橋 稔氏のそれぞれの任期が本年6月24日をもって満了となりますことから、適任者であるこの4名を引き続き選任するため、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものであります。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

これより一括して質疑を行います。終結してよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号ないし議案第47号の4件については、かすみがうら市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号ないし議案第47号は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、議案第44号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第45号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第46号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第47号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

ただいま市長から諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、ないし諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦についての4件が提出されました。

直ちにこれを日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、諮問第3号ないし諮問第6号までの4件を追加日程第4とし、日程の順序を変更して議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いいたします。

[議案配布]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時02分

---

再 開 午後 2時05分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正がございます。ご了承願いたいと思います。

先ほど諮問第3号から第6号と申し上げましたが、諮問第3号から第5号と訂正を願います。また、その3号から6号と言った中での案件、計4件と申しましたが、3件ということでございます。おわびして訂正いたします。

引き続き議案書を配布します。

[議案配布]

---

追加日程第4 諮問第3号ないし諮問第5号

○議長（小座野定信君）

追加日程第4、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、ないし諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの3件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定によ

り一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

ただいま上程されました諮問第3号ないし諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますかすみがうら市牛渡1388番地1、福田與兵衛氏、かすみがうら市加茂2308番地5、坂本一衛氏のそれぞれの任期が、本年9月30日をもって満了となりますことから、適任者である両名を引き続き委員として推薦したく、また、人権擁護委員としてご活躍いただいております平野 享氏の任期が、本年9月30日をもって満了となりますことから、後任として、かすみがうら市宍倉6166番地73、高野 守氏を委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものであります。

高野氏は、証券会社に長く勤務し活躍した実績もあり、信頼も厚いことから、人権擁護委員として適任者であります。承認されますようお願いをいたします。

**○議長（小座野定信君）**

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております諮問第3号ないし諮問第5号の3件については、かすみがうら市議会会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております諮問第3号ないし諮問第5号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第10 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第10、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

あす6月11日及び6月12日の2日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月13日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後2時11分